

平成27年5月29日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の3記載の原処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生日とする障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、初診日を平成〇年〇月〇日と主張する双極性感情障害(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、主位的には障害認定日による請求として、予備的には事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、主位的請求である障害認定日による請求については、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求のあった傷病(双極性感情障害)について、障害認定日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、国民年金法施行令別表(障害年金1級、2級の障害の程度を定めた表)・厚生年金保険法施行令別表第1(障害年金3級の障害の程度を定めた表)に定める程度に該当していません。」という理由により、障害給付の支給をしない旨の処分(以下「当初処分」という。)をした。

なお、厚生労働大臣は、予備的請求である事後重症による請求については、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、裁定請求日当時における請求人の当該傷病による障害の状態は、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる2級の程度に該当するとして、受給権発生日を平成〇年〇月〇日とする障害等級2級の障害

給付を支給する旨の裁定を行い、請求人はこれを受給している。

3 請求人は、当初処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、審査請求をしたところ、厚生労働大臣は、審査請求が係属中の平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、当初処分を変更し、障害認定日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)は、厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める3級の程度に該当するとして、受給権発生日を平成〇年〇月〇日とする障害等級3級の障害厚生年金を支給する旨の決定をし、もって、それを超える障害給付はこれを支給しない旨の処分(以下、この変更処分により、その内容が変更された当初処分を「原処分」という。)をした。

なお、厚生労働大臣は、前記の裁定請求日を受給権発生日として2級の障害給付を支給するとした処分については、平成〇年〇月〇日付で、平成〇年〇月〇日において2級の障害基礎年金を裁定し、2級の障害厚生年金に額改定する旨の処分に改めた。

4 請求人は、なお原処分を不服とし、障害認定日を受給権発生日とする障害等級2級の障害給付の支給を求めて審査請求を維持し、審査請求を棄却する旨の審査官の決定を受けて、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害認定日を受給権発生日とする障害等級2級の障害給付は、障害認定日における障害の状態が国年令別表に掲げる障害等級2級の程度に該当しなければ支給されないこととなっている。

2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が平成〇年〇月〇日であることは、本件記録から明らかであり、障害認定日が同日から〇年〇月を経過した平成〇年〇月〇日となることは、当事者間にも争いが無いものと認められるところ、請求人は、第2の3記載の原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件障害の状態

が、国年令別表に掲げる２級の程度に該当しないと認められるかどうかということである。

第４ 審査資料

(略)

第５ 事実の認定及び判断

(略)

２ 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 当該傷病による障害により、障害等級２級の障害給付が支給される障害の程度としては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの」（１６号）が掲げられている。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えたものである。

(2) 認定基準の「第２ 障害認定に当たっての基本的事項」の「１ 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でい

えば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであるとされている。

そして、認定基準の第３第１章第８節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを２級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、多種であり、かつ、その症状は同一原因であっても多様であるので、認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮するとされ、精神の障害は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」（以下「そううつ病」という。）、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分するとされているが、請求人の当該傷病による障害は、そううつ病に関する認定基準を参酌して障害の程度を判定するのが相当と解されるころ、そううつ病による障害で２級に相当すると認められるものの一部例示として、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又はひんぱんに繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が掲げられ、そううつ病は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものであるので、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮し、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるとされている。

(3) 上記１で認定した本件障害の状態は、病状又は状態像として、そう状態（行為心迫、多弁・多動、感情昂揚・

刺激性、易怒性・被刺激性亢進)が認められ、その具体的な症状は、気分は高揚し、易怒的で自分の要求が通らないと言葉によって威嚇するなどし、躁状態を呈しているとされ、日常生活状況は、同居者があり、a病院に入院し、家族以外との対人関係は保てず、日常生活能力の判定は、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応、社会性は助言や指導をしてもできない若しくは行わない、適切な食事、身の清潔保持は自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる、金銭管理と買い物、通院と服薬(要)は助言や指導があればできる程度とされ、日常生活能力の程度は「(4)」で、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、日常生活能力及び労働能力ともに大幅に低下しており、平成〇年〇月の初診以来、長期の欠勤と休職期間があり、治療歴から明らかなおおりに、入退院を幾度となく繰り返していたため、通常の勤務は行えていないとされているのであるから、これらを総合勘案すると、それは、そううつ病で2級に相当すると認められる例示に該当し、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度に至っているといえる。

保険者は、請求人に係る診療録の記載によれば、障害認定日当時は復職に向けて回復傾向にあったことがうかがえるとするが、実際には直ちには復職はできなかったことが診療録からも認められるのであって、上記判断が妨げられるものではない。

- 3 以上によれば、障害認定日当時における本件障害の状態は、国年令別表に掲げる2級の障害の程度に該当すると認められるから、請求人には平成〇年〇月〇日とその受給権発生日とする障害等級2級の障害給付が支給されるべきである。当審査会の上記判断と趣旨を異にする原処分は妥当でないから、これを取り消すこ

とし、主文のとおり裁決する。